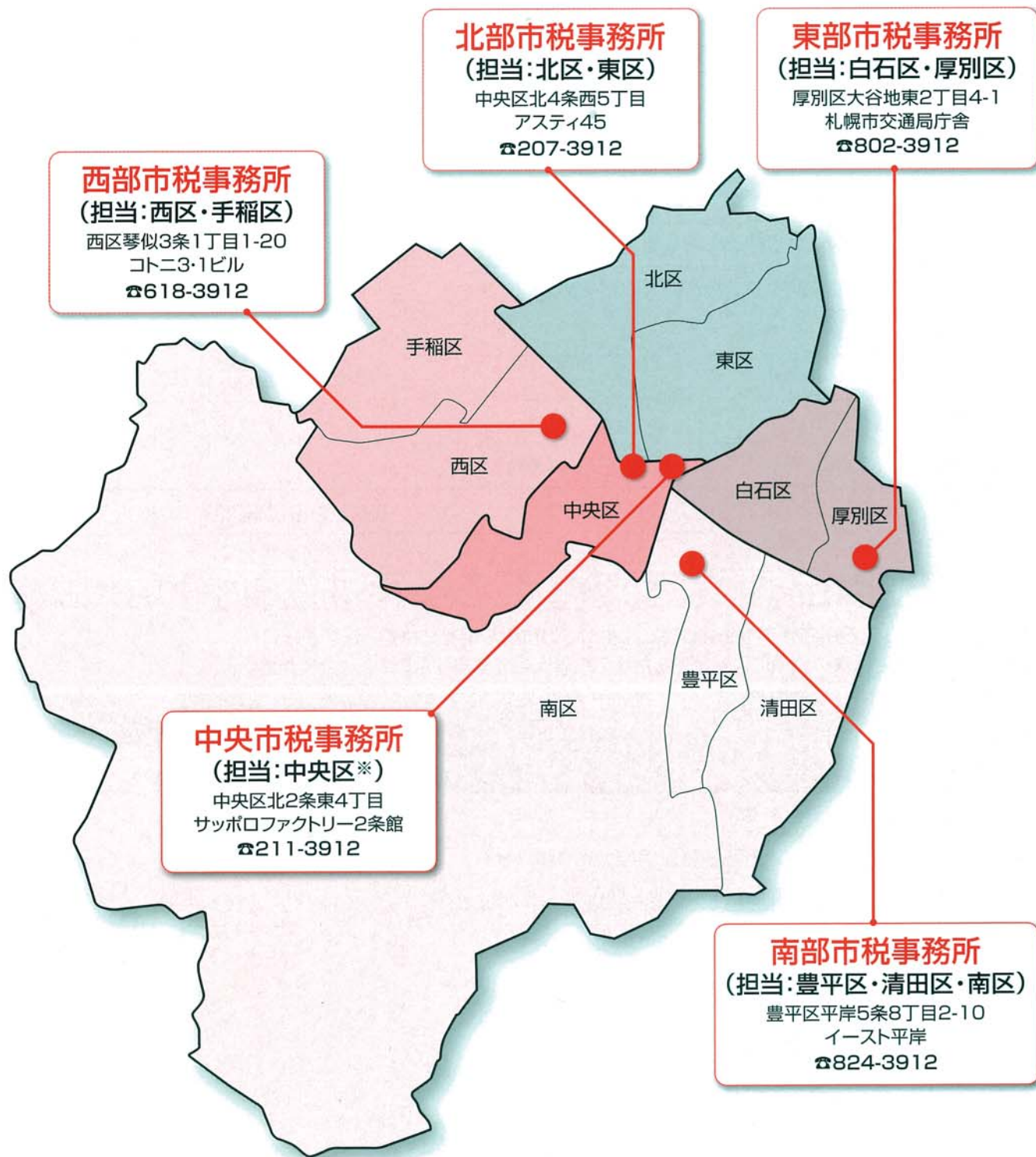


平成22年10月12日(火)、区役所の税務部門が 市税事務所に移転します。

札幌市では、平成22年10月12日(火)より、各区役所などで行っていた税務事務を統合し、5つの市税事務所を開設します。これに伴い、市税の窓口が区役所などから「市税事務所」に変わります。
一部の市税証明の交付については引き続き区役所でも行いますが、それ以外の市税のご用件については市税事務所へお越しください。



※給与から特別徴収により納める個人の市・道民税、法人市民税、固定資産税(償却資産分)、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、事業所税に関する申告・申請、課税内容の確認等については、市内の全部の区域を一括して中央市税事務所が担当します。

市税の窓口が変わります(10月12日～)

平成22年10月12日以降、市税に関する手続きは、各市税事務所で受付いたします。

一部の市税証明の交付については引き続き区役所でも行いますが、それ以外のご用件については市税事務所へお越しください。

| 取扱事務 | 対応する窓口 |
|------------------------------------|---|
| 1 市税の納付に関すること | |
| (1) 市税の納付 | 最寄りの市税事務所、金融機関など※ ※区役所については指定金融機関での対応となります。 なお、納付書等の再発行については市税事務所へお問い合わせください。 |
| (2) 納税相談 | お住まいの区を担当する市税事務所 |
| (3) 口座振替の申し込み | 最寄りの市税事務所、金融機関など※ ※区役所の指定金融機関では申し込むことができませんのでご注意ください。 |
| 2 市税証明の交付 | |
| (1) すべての市税証明 | 最寄りの市税事務所、市役所2階市税証明窓口 |
| (2) 一部の市税証明(このページ下段の表をご覧ください。) | 最寄りの区役所、篠路出張所、定山溪出張所 |
| 3 申告・申請、課税内容の確認 など | |
| (1) 個人の市・道民税(給与から特別徴収により納めるものは除く) | お住まいの区(1月1日現在)を担当する市税事務所 |
| (2) 固定資産税・都市計画税(土地・家屋分) | 資産の所在する区を担当する市税事務所 |
| (3) 給与から特別徴収により納める個人の市・道民税 | 中央市税事務所 |
| (4) 法人市民税 | |
| (5) 固定資産税(償却資産分) | |
| (6) 軽自動車税 | |
| (7) その他の市税(事業所税・市たばこ税・特別土地保有税・入湯税) | |
| 4 市税についての一般的な相談、問い合わせ | 最寄りの市税事務所 |

各区役所・出張所で交付できる市税証明(10月12日～)

市税事務所および市役所2階市税証明窓口ではすべての市税証明を交付できますが、

各区役所・出張所では次の表中に「○」を記したものを以外交付できませんのでご注意ください。

| 市税証明の種類 | 各区役所・出張所における交付の可否 | | | |
|---|-------------------|---------------|----------------|--------------------|
| | 今年度 (22年度) | 前年度 (21年度) | 2年度前 (20年度) | 3年度以上前 (19年度以前) |
| 1 個人の市・道民税証明(所得証明) | ○ | ○ | ○※ | × |
| 2 個人の市・道民税の課税証明・納税証明(但し「4」の場合を除く) | ○ | ○ | ○※ | × |
| 3 個人の固定資産税・都市計画税の課税証明・納税証明(但し「4」の場合を除く) | ○ | ○ | × | × |
| 4 次に該当する納税証明 | | | | |
| (1) 未納のある場合の納税証明 | | | | |
| (2) 納税証明(指名願) | × | × | × | × |
| (3) 軽自動車税の納税証明 | | | | |
| (4) 酒類販売業免許申請用証明書 | | | | |
| 5 その他の市税証明 (固定資産評価証明、法人の課税証明・納税証明など) | × | × | × | × |

○:可能 ×:不可(市税事務所および市役所2階市税証明窓口で交付します。)

※2年度前の証明について、1月中旬以降は区役所・出張所で交付できません。市税事務所および市役所2階市税証明窓口で交付します。

市税事務所開設に関連したQ&A

Q なぜ市税事務所を開設するのですか？

A 札幌市が行政サービスを行うために大切な市税を納めていただくには、市民の皆さんによる税務事務への信頼が欠かせません。また、地方分権、税源移譲などにより、市税の果たす役割がこれまで以上に重要になってきています。そこで、各区役所で行っていた税務事務を統合することにより、スケールメリットを活かした事務の効率化と組織の機能強化を行うことを通して、公平で適正な課税と納税を推進するとともに、税務事務のコスト削減を図ります。

Q 市税の納付場所は変わりますか？

A これまでの納付場所(金融機関など)に加えて、10月12日以降、新たに各市税事務所納税課でも納付することができます。ただし、区役所については、指定金融機関窓口での対応となります。また、納付書等の再発行については、担当の市税事務所へお問い合わせください。
(区役所指定金融機関の窓口開設時間 9:30~12:00、13:00~15:00)

Q 給与支払報告書の提出先は？

A 10月12日以降は、中央市税事務所市民税課(特別徴収担当)が提出先となります。郵送も可能です。

Q 軽自動車などを取得したときの申告場所は？

A 軽自動車・バイクなどを取得したとき、廃車や譲渡などにより所有しなくなったとき、または転入・転出などの住所変更があったとき、10月12日以降は、次の場所で申告してください。

- ・原動機付自転車 … 中央市税事務所または市指定の原動機付自転車標識交付事務取扱所
- ・小型特殊自動車 … 中央市税事務所
- ・軽自動車(125ccを超え250cc以下のバイクを含む) … 札幌地区軽自動車協会 (☎768-3955)
- ・二輪の小型自動車(250ccを超えるバイク) ……………… 札幌運輸支局 (☎050-5540-2001)

Q 固定資産税の課税内容の確認場所は？

A 土地・家屋名寄帳の閲覧場所や、土地・家屋価格等の縦覧場所は、10月12日以降、資産の所在する区を担当する市税事務所固定資産税課となります。

Q 償却資産申告書の提出先は？

A 10月12日以降は、中央市税事務所固定資産税課(償却資産担当)が提出先となります。郵送も可能です。

Q 納税通知書は変わりますか？

A これまで、区役所から区長名でお送りしていた納税通知書については、10月12日以降、市税事務所から市長名でお送りすることとなります。なお、区長名でお送りした納税通知書は市税事務所開設後も引き続き使用することができますので、お手元の納税通知書によりお納めください。

Q 区長名で発行された市税証明は有効ですか？

A 10月12日以降、市税証明は市長名で発行しますが、区長名で発行した市税証明も引き続き有効です。
※市税証明の提出先によっては有効期限を設けている場合があります。有効期限については提出先にご確認ください。

Q 「5年分の所得証明が必要」と言われましたが、どこで取れますか？

A 10月12日以降、区役所では3年度以上前の市・道民税証明(所得証明)を交付することができません。最寄りの市税事務所および市役所2階市税証明窓口において、すべての市税証明を交付できますので、そちらへお越しください。

移転に伴うご注意

古い年度の証明交付や課税内容の確認については、書類等の移転のため、9月下旬から10月8日(金)まで、時間がかかる場合や当日中に対応できない場合がありますのでご了承ください。

市税事務所(10月12日開設)の連絡先と交通アクセス

中央市税事務所

担当する区: 中央区

〒060-8572(納税課・固定資産税課)

〒060-8649(市民税課)

中央区北2条東4丁目 サッポロファクトリー2条館 4階

■ 地下鉄をご利用の場合

・東西線バスセンター前駅
8番出口より北へ約350m

■ バスをご利用の場合

・「サッポロファクトリー」(中央バス・JRバス)下車
・「サッポロファクトリー前」(中央バス)下車



▶ サッポロファクトリー第1~第4駐車場は1時間無料です。
(第2駐車場のご利用は午前10時からとなります。)

| | |
|---------------|-----------|
| ◆ 納税課 | |
| 市税証明・口座振替担当 | ☎211-3912 |
| 納税相談担当 | ☎211-3913 |
| ◆ 市民税課 | |
| 個人の市・道民税担当 | ☎211-3914 |
| 特別徴収担当 | ☎211-3075 |
| 法人市民税担当 | ☎211-3071 |
| その他の市税(事業所税等) | ☎211-3073 |
| 軽自動車税担当 | ☎211-3076 |
| ◆ 固定資産税課 | |
| 土地担当 | ☎211-3917 |
| 家屋担当 | ☎211-3918 |
| 償却資産担当 | ☎211-3079 |

北部市税事務所

担当する区: 北区・東区

〒060-8641

中央区北4条西5丁目 アスティ45 9階

■ JR線をご利用の場合

・札幌駅西コンコース南口より
南西へ約200m

■ 地下鉄をご利用の場合

・南北線・東豊線さっぽろ駅
3番出口より西へ約150m

● 北部市税事務所周辺は自転車等の放置禁止区域となっていますのでご注意ください。



▶ 特約駐車場: アスティ45地下駐車場

| | |
|-------------|-----------|
| ◆ 納税課 | |
| 市税証明・口座振替担当 | ☎207-3912 |
| 納税相談担当 | ☎207-3913 |
| ◆ 市民税課 | |
| 個人の市・道民税担当 | ☎207-3914 |
| ◆ 固定資産税課 | |
| 土地担当 | ☎207-3917 |
| 家屋担当 | ☎207-3918 |

東部市税事務所

担当する区: 白石区・厚別区

〒004-8641

厚別区大谷地東2丁目4-1 札幌市交通局庁舎 1階・2階

■ 地下鉄をご利用の場合

・東西線大谷地駅直結

■ バスをご利用の場合

(南郷通をはさんでバスターミナル向かい)
・「大谷地ターミナル」(JRバス)下車
・「大谷地駅(バスターミナル)」(中央バス)下車



▶ 特約駐車場: 大谷地東駐車場

| | |
|-------------|-----------|
| ◆ 納税課 | |
| 市税証明・口座振替担当 | ☎802-3912 |
| 納税相談担当 | ☎802-3913 |
| ◆ 市民税課 | |
| 個人の市・道民税担当 | ☎802-3914 |
| ◆ 固定資産税課 | |
| 土地担当 | ☎802-3917 |
| 家屋担当 | ☎802-3918 |

南部市税事務所

担当する区: 豊平区・清田区・南区

〒062-8641

豊平区平岸5条8丁目2-10 イースト平岸 2階・3階・4階

■ 地下鉄をご利用の場合

・東豊線美園駅
1番出口より南西へ約400mさらに西へ約200m
・南北線平岸駅
3番出口より東へ約750m

■ バスをご利用の場合

・平岸5条8丁目(中央バス)下車 東へ約100m



▶ 特約駐車場: タイムズイースト平岸駐車場

| | |
|-------------|-----------|
| ◆ 納税課 | |
| 市税証明・口座振替担当 | ☎824-3912 |
| 納税相談担当 | ☎824-3913 |
| ◆ 市民税課 | |
| 個人の市・道民税担当 | ☎824-3914 |
| ◆ 固定資産税課 | |
| 土地担当 | ☎824-3917 |
| 家屋担当 | ☎824-3918 |

西部市税事務所

担当する区: 西区・手稲区

〒063-8641

西区琴似3条1丁目1-20 コトニ3・1ビル 2階

■ JR線をご利用の場合

・JR琴似駅から空中歩廊で直結

■ 地下鉄をご利用の場合

・東西線琴似駅
2番出口より北東へ約550m、さらに北西へ約250m

■ バスをご利用の場合

・琴似3条2丁目(JRバス)下車



▶ 特約駐車場: コトニ3・1ビル駐車場

| | |
|-------------|-----------|
| ◆ 納税課 | |
| 市税証明・口座振替担当 | ☎618-3912 |
| 納税相談担当 | ☎618-3913 |
| ◆ 市民税課 | |
| 個人の市・道民税担当 | ☎618-3914 |
| ◆ 固定資産税課 | |
| 土地担当 | ☎618-3917 |
| 家屋担当 | ☎618-3918 |

市税事務所へお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

車でお越しの方は、市税事務所特約駐車場をご利用のうえ、駐車券を窓口へご提示ください。

駐車料金が1時間無料となります。(ただし、駐車できるスペースには限りがありますのでご注意ください。)

市税事務所に関する問い合わせ先: 札幌市財政局税政部税制課調査担当

電話番号 011-211-3091 メールアドレス zeisei@city.sapporo.jp

FAX番号 011-218-5149 URL <http://www.city.sapporo.jp/citytax/>